



ー熊本地震関連号外第2号ー

平成28年5月17日(火)発行

熊本地震により、市役所の業務に支障が出てしまい、市民の皆様にご迷惑をおかけしておりましたが、5月10日(火)から通常業務を再開しました。

市役所各課配置

市民体育館（☎22-1111）

- ・市長室、副市長室
- ・災害対策本部（住宅対策班）
- ・総務部（総務課、財政課、危機管理課、工事検査課）
- ・企画部（まちづくり推進課）
- ・市民環境部（市民課（網津支所業務含む）、税務課、環境交通課）
- ・健康福祉部（福祉課、子育て支援課、保険課）
- ・会計課
- ・監査委員事務局
- ・社会福祉協議会（☎23-3756）

市民会館

- ・議会事務局（☎23-3230）

下水道終末処理場（☎22-1111）

- ・経済部（農林水産課、商工観光課、地籍調査課）
- ・農業委員会事務局
- ・建設部（土木課、都市整備課）

企画棟

- ・企画部（企画課）
- ・選挙管理委員会事務局
- ・上下水道事業建設部（上下水道課☎22-6633）

保健センター（☎22-2300）

- ・健康福祉部（健康づくり課、高齢者支援課）

教育委員会（☎22-6500）

- ・教育長室
- ・教育部（学校教育課、生涯学習課（中央公民館）、文化課、スポーツ振興課）

網田支所（☎27-1111）

児童センター（☎23-3303）

図書館（☎22-4512）

給食センター（☎22-0143）

震災関連のお知らせ

1 災害ごみの特別受け入れを再開します

※ 今回の受け入れは、事前に減免の申請が必要です。申請されていない方の災害ごみを受け入れることはできません。

【減免の申請について】

受付期間：平成28年5月16日(月)～31日(火)

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
※5月31日(火)は午後3時まで

受付場所：環境交通課（市民体育館内）

提出書類：減免申請書（環境交通課で配布）

※市HPからもダウンロードできます。

提示物：り災証明書もしくは被災状況のわかる写真

【災害ごみ受入期間・時間】

平成28年5月21日(土)～5月31日(火)

午前8時30分～午後16時

【ごみの種類と受入場所】

(1) 災害ごみ（燃えるもの）：宇土清掃センター（松山町）
※災害に関係のない可燃ごみは、各地区で指定されている収集日に、市の指定袋に入れて搬出してください。

(2) 災害ごみ（燃えないもの）：熊本クリーンサービス
次の6分類のみ受入れますので、分別して持ち込んでください。

- ① 木くず(木製家具など)※生木剪定くずを除く
- ② サッシ ③ 陶磁器・瓦・ガラス
- ④ 石こうボード ⑤ コンクリート(ブロック)
- ⑥ スレート

☎ 環境交通課（市民体育館内） ☎22-1111

2 廃プラスチックの収集を再開します

地震災害のため中断していました「廃プラスチック」の収集を5月18日(水)から再開します。なお、生ごみの収集は当分の間中止しますので、水を切って燃えるごみとして出してください。

☎ 環境交通課（市民体育館内） ☎22-1111

3 防災行政無線について

聞こえにくい状況が続き大変ご迷惑をおかけしております。放送した内容が聞き取れなかった場合は、市ホームページ及びデタポン（RKKデータ放送・dボタン）に放送内容を掲載していますのでご確認ください。

☎ 危機管理課（市民体育館内）☎22-1111

4 避難所を設置しています（5月17日現在）

宇土小学校体育館、宇土東小学校体育館、鶴城中学校体育館、花園コミュニティセンター、走潟地区体育館、緑川地区農業者トレーニングセンター、網津地区多目的研修会施設

☎ 危機管理課（市民体育館内）☎22-1111

5 高齢者向け給付金について

高齢者向け給付金の支給対象者には、5月下旬に通知を郵送します。詳細については、通知または6月1日発行の広報うと「震災特別号」をご確認ください。

☎ 高齢者向け給付金窓口（市民体育館内）☎22-6161

6 住民票等の発行について

市民体育館内で、住民票の写しの発行、住民異動届（転入・転出・転居等）、印鑑登録、印鑑登録証明書発行、戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚等）、戸籍関係証明書発行を午前8時30分から午後5時15分まで、パスポートの交付のみを午前9時から午後5時まで行っています。パスポートの申請は、市民課に問い合わせください。

網津・網田地区のマイナンバーカードの交付は網田支所で行っています。市民課のマイナンバーカードの交付は準備ができ次第お知らせします。また、通知カード及びマイナンバーカードの紛失・再交付申請は市民体育館内及び網田支所のどちらでも取り扱っています。

夜間と休日の戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚等）は、市民体育館内の警備員が対応します。

☎ 市民課（市民体育館内）☎22-1111・網田支所☎27-1111

り災証明書が必要な方へ

(1) り災証明とは

住宅の被害状況を市が証明する書類のことです。住宅の被害の程度は4つに区分され、被害の判定については、内閣府の被害判定基準に準じて、熊本県が採用した調査票により、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊と判定します。

(2) り災証明書の申請について

- ① 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
※当分の間は、土、日、祝日も受付を行います。
- ② 受付場所：市民体育館内
- ③ 申請に必要なもの
印鑑、被害の状況（程度）が判断できる写真

(3) 現地調査及びり災証明書交付の流れ

申請を受け付けた後、全壊、半壊で申請をされた住宅は、現地調査を行います。

第1次調査は、外観の被害状況及び外観の被害状況から推測される内部の状況を勘案して、被害状況の判定を行い、り災証明書を発行します。（第1次調査は、外観による検査のため立会いの必要はありません。）

第1次調査による判定結果に納得ができない方は、第2次調査の申請ができます。

第2次調査は住宅の内部調査になりますので、調査日時を調整したうえで、申請者もしくはご家族の方に立会っていただきます。第2次調査の結果に基づき、再度、り災証明書を交付いたします。

第2次調査は、調査時間が2時間程度かかるため、1日に調査できる棟数が限られております。そのため、第2次調査を希望された場合でも調査まで長期間お待ちする場合がありますのでご了承ください。

☎ 税務課（市民体育館内）☎22-1111

り災証明書により受けられる主な支援

1 家屋の解体撤去費用について

「り災証明書」で全壊、大規模半壊または半壊と認定された家屋の解体撤去費用の補助制度は、現在、国において詳細の検討がされているところです。この制度は、被災した家屋の所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う費用に対する補助制度であり、個人に補助金が支払われるものではありません。申請窓口等が決まりましたら速やかにお知らせいたします。

※既に被災家屋の解体・撤去をされた方へ

制度決定前に解体された被災家屋の解体・撤去費用は、市が特に必要と判断した場合のみ、制度の対象となる可能性があります。既に解体・撤去をされた場合は、次に掲げる関係書類の保管をお願いします。

- ・り災証明書(全壊、大規模半壊、半壊)
- ・解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ・解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ・解体工事に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）

☎ 環境交通課・住宅対策班（市民体育館内）☎22-1111

（裏面あり）

り災証明書により受けられる主な支援のつづき

注) 申請には「り災証明書」が必要です。

2 応急仮設住宅の入居者を募集します

(1) 募集する団地と住戸

- ① 高柳仮設団地 42戸 (宇土市高柳町201番地)
- ② 境目仮設団地 24戸 (宇土市境目町483番地12)

(2) 応募条件 (いずれにも該当)

- ① 熊本地震時点 (平成28年4月14日) において、宇土市に住所を有する者
- ② 熊本地震による住居の全壊又は大規模半壊により、居住する住宅がない者 (応募は、り災証明書で全壊又は大規模半壊の認定を受けた世帯しかできません。)
- ③ 自らの資力で、住居を確保することができない者
- ④ 住宅応急修理制度を利用していない者
- ⑤ 熊本県被災者向け民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない者
- ⑥ 暴力団員でない者

(3) 応募期間

平成28年5月16日 (月) ～6月14日 (火)

(4) 応募方法

応急仮設住宅入居申請書に必要事項を記入の上、り災証明書を添えて下記の窓口にてお申し込みください。

(5) 入居時期

平成28年6月中旬～下旬を予定しています。なお、詳細については入居決定通知書によりお知らせします。

(6) その他入居の条件

- ① 入居期間は、2年以内です。
- ② 家賃は、必要ありません。
- ③ 駐車場は、原則として1世帯1台分です。
- ④ 電気代、水道代、ガス代及び共益費、自治会費 (区費) 等は、入居者の負担となります。
- ⑤ ペットの飼育は、申込時にご相談ください。

問・申 住宅対策班 (市民体育館内) ☎22-1111

3 民間賃貸住宅への入居支援 (みなし仮設)

地震により住居が、大規模半壊、全壊の判定を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者の方を対象に、民間賃貸住宅 (アパート等) の入居支援があります。支援を受けるためには申請が必要です。

【住宅の条件】

- ・4人世帯まで6万円以内
- ・5人世帯以上9万円以内

【特記事項】

宇土市内の物件を希望される場合は、市内不動産業者で直接物件の選定が必要となります。

問 住宅対策班 (市民体育館内) ☎22-1111

4 被災住宅の応急修理

地震により、住居が半壊、大規模半壊、全壊 (修理で居住が可能となる場合のみ該当) の判定を受けた世帯に対し、日常生活に欠くことのできない部分 (屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管等) であって緊急を要する箇所について、市が業者に依頼して応急修理を行います。応急修理には申請が必要です。

【限度額】

1世帯当たり57万6千円 (同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。)

問 住宅対策班 (市民体育館内) ☎22-1111

5 被災者生活再建支援金

地震により住居が大規模半壊、全壊等の判定を受けた被災者の方に、支援金を支給します。支援金の支給には、申請が必要です。支給額は、「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額になります。ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額になります。

被害区分	基礎支援金	加算支援金	
全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借 (公営住宅以外)	50万円
大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
		補修	100万円
		賃借 (公営住宅以外)	50万円

※基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金です。

※加算支援金は、住宅の再建方法に応じて支給する支援金です。自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、補修する場合は合計で100万円、賃貸の場合 (公営住宅を除く) は合計で50万円になります。

【申請期限】

- ・基礎支援金 (災害発生日から13月以内)
- ・加算支援金 (災害発生日から37月以内)

問 住宅対策班 (市民体育館内) ☎22-1111

6 災害弔慰金

地震によりお亡くなりになった方 (関連死含む) の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。支給には、申請が必要です。

【支給遺族】

配偶者、子、父母、孫、祖父母

兄弟姉妹 (同一世帯、同一生計に限る)

【支給額】

- ・500万円 (生計維持者)
- ・250万円 (生計維持者以外)

問 福祉課 (市民体育館内) ☎22-1111

7 災害障害見舞金

地震により重度の障害 (両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等) を受けた方に災害障害見舞金を支給します。支給には、申請が必要です。

【支給額】

- ・250万円 (生計維持者)
- ・125万円 (生計維持者以外)

問 福祉課 (市民体育館内) ☎22-1111

8 災害援護資金の貸付

地震により住居や家財に損害を受けた方へ、被害状況に応じて、災害援護資金の貸し付けを行います。貸付には、申請が必要です。

【対象者】 ※所得制限あり

世帯主が負傷又は住居 (半壊又は全壊)、家財に被害を受けた方

【貸付条件】

利率：年3% (据置期間中は無利子)

償還期間：10年 (据置期間3年含む)

問 福祉課 (市民体育館内) ☎22-1111

9 各証明書の交付手数料の免除

地震により被災された方が、市が発行する次の証明書を災害に関する手続きに使用される場合、その交付手数料を免除します。免除には、り災証明書 (コピー可) の提示が必要です。

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書 (印鑑登録も含む)
- ・所得課税証明書 等

問 市民課・税務課 (市民体育館内) ☎22-1111

10 個人住民税・固定資産税・国民健康保険税の減免

地震により被災された方の個人住民税・固定資産税・国民健康保険税について、被災状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問 税務課 (市民体育館内) ☎22-1111

11 保育所等保育料の減免

地震により被災された方の、保育料について、減免が受けられる場合があります。申請が必要です。

問 子育て支援課 (市民体育館内) ☎22-1111

12 福祉用具の再給付 (り災証明をお持ちください)

地震により福祉用具の使用ができなくなった方へ、福祉用具の再給付を行います。再給付には、申請が必要です。

問 福祉課 (市民体育館内) ☎22-1111

13 障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免

地震により被災された方の、障害福祉サービス (介護給付費又は訓練等給付費) 及び障害児通所利用料について、減免が受けられる場合があります。申請が必要です。

問 福祉課 (市民体育館内) ☎22-1111

14 介護保険料の減免

地震により被災された介護保険第1号被保険者 (65歳以上の方) の介護保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。

問 高齢者支援課 (保健センター) ☎22-2300

15 医療機関、介護サービス事業所等での窓口負担の支払い猶予及び免除

地震により被災 (住家の半壊以上の被災等) された国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の被保険者 (加入者) の方が、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨ご申告いただくと、窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予されます。猶予された負担や支払いは、申告内容確認 (半壊以上のり災証明書等) 後、免除されます。なお、対象となる期間は、平成28年7月末までの受診分です。

問 保険課 (市民体育館内) ☎22-1111

高齢者支援課 (保健センター) ☎22-2300

16 後期高齢者医療保険料の減免

地震により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免には、申請が必要です。

問 保険課 (市民体育館内) ☎22-1111

17 生活福祉資金 (緊急小口資金) の貸付

被災された方に対し、当座の生活費としての貸付制度です。貸付金は原則10万円 (ただし条件により20万円) で、無利子です。6月初旬まで受付予定です。

問 社会福祉協議会 (市民体育館内) ☎23-3756